

首里城炎上！⑤ 再発防止最終報告書に向けて！ －首里城火災に係る再発防止中間報告書について－

技術士（衛生工学・建設・環境）・甲種危険物取扱者等
環境計画センター 専任理事 鍵谷 司

はじめに

前回の『環境施設』162号では、首里城の炎上が始まる前に正殿北側の壁面を白い煙が上昇し、2階軒下を南側へ移流する現象について解説した。多くの報道の中にもこの白い煙に関する記事は見当たらない。夜間の火災で画像に記録された不思議な現象であり、その解明を試みて寄稿を予定していた。

ところで、2020（令和2）年9月11日、首里城火災に係る再発防止検討委員会の中間報告書が公開された。出火原因や初期消火など要因は整理されているが、精査することなく可能性のある原因が羅列されており、中間報告とはいえ、説得性に欠ける。火災原因は、責任問題や政治的な問題と密接にかかわっているので、「微妙」な背景がある。原因については、燃え残りのみが現物証拠であるが、すべてが灰塵に帰しているので、推測で特定せざるを得ない。が、たとえ状況証拠であったとしても様々な現象がすべて説明できれば、「限りなく真実」に近いのである。

とくに、監視カメラの画像を解析すると、火災原因について最終報告書で取り上げていただきたい視点が多々見えてくる。ヒアリングや聞き取りなどは曖昧性や不都合な事実は隠ぺいされる可能性がある。監視カメラの画像は絶対的な証拠であり、これを解析してはじめて大火災に至った真実に辿り着くと思える。火災事件に係る裁判に関わった経験からそのポイントを整理したので紹介します。

1. 首里城火災に係る再発防止検討委員会による 中間報告書（令和2年9月11日）より¹⁾

中間報告書では、首里城火災について、出火原因のみならず、法規制、制度、防犯設備、消火設備、維持管理、初期消火、消防活動などが、それぞれの問題についてはきちんと整理されていると評価できる。当然、最終報告書では、中間報告書で整理し、指摘した諸問題点について解析し、合理的、具体的な対応が提起されるものと期待している。

1. 1 首里城火災に係る再発防止検討委員会について

下に検討委員会の主旨と構成等の必要事項を抜粋して示す。一般的に、事務局が報告書案を作成し、これを本委員会がそれぞれの専門的な立場から検討し、いわば権威付けすることにより公的な報告書として公表される。多忙な委員の方々がデータを解析することはほとんどなく、この事務局案なるものがベースになる。委員会設置要綱によると、庶務は「首里城復旧ワーキンググループ」において処理するとの規定があるので、このグループが原案を作成したと考えられるが、グループの委員や協力委員の構成は記載されていない。なお、委員会の設置要綱の一部並びに委員名簿は下記の通りである。以下に寄稿内容と関係のありそうな部分を抜粋して示す。

【首里城火災に係る再発防止検討委員会設置要綱
（令和2年2月20日知事決裁）】
（設置目的）

第1条 首里城火災に関する警察や消防の調査結果等を踏まえ、首里城火災に関する事実関係を整理するとともに、首里城正殿等が全焼等に至った要因を整理・分析し、首里城火災の再発防止策として、首里城正殿等の防火対策に関連する県営公園区域の防火対策や県管理区域の管理体制のあり方を検討するため、「首里城火災に係る再発防止検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。（職務）

第2条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- (1) 首里城火災に関する事実関係の整理を行うこと。
- (2) 首里城正殿等が全焼等に至った要因を整理・分析すること。
- (3) 首里城正殿等の防火対策に関連する県営公園区域の防火対策を検討すること。
- (4) 県管理区域の管理体制のあり方を検討すること。
- (5) 前各号で定める事項の検討結果等を知事へ報告すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員6名以内で構成する。

2 委員は、建築防火や文化財の専門家など優れた識見を持つ者のうちから知事が依頼する。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、首里城復旧ワーキンググループにおいて処理する。

首里城火災に係る再発防止検討委員会委員名簿

	氏 名	職 名	分 野
委員長	阿波連 光	法律	弁護士
委 員	関澤 愛	消防防災 (文化財)	東京理科大学 研究推進機構 総合研究院 教授
委 員	野崎 聖子	法律	弁護士
委 員	長谷見雄二	建築防火 (文化財)	早稲田大学 理工学術院 教授
委 員	蓑茂壽太郎	公園計画	東京農業大学 名誉教授

【コメント】

専門家の大きな関心は、専門委員の専門分野であり、その職歴、研究実績、学会発表をはじめ、火災原因や対策に関する実務の経歴である。消防や防災が専門であっても、首里城火災のような火災現場における検討には、幅広い知識や経験に基づいた高度な応用能力がポイントになる。短期間に適任者を公募することも難しいので、国の機関に所属あるいは国の委員に委嘱された実績のある専門家が選定されたものと推測される。

1. 2 中間報告書の構成と検討状況

中間報告書の構成は、下記の目次で示す項目から成る。ここでは「第1 検討状況」を紹介するとともに、「第2 主な確認事項」の「4 出火原因」に焦点をあてて検討するので、取り上げる。

第1 検討状況；本文を抜粋

第2 主な確認事項

- 1 首里城公園の城郭内の建築物群の特徴
- 2 法規制について
- 3 火災発生以前の管理体制
- 4 出火原因；概要を抜粋
- 5 火災の初期段階の対応等
- 6 消防活動上の問題等

第3 再発防止に向けての視点

（1）検討状況

当該委員会の目的や趣旨あるいは組織等の委員会の位置づけに関する規定であるので、全文を抜粋して示す。

第1 検討状況

当委員会は、令和2年3月18日以降、計3回の委員会を開催した。また、並行して、関係資料を精査し、以下の関係機関に対しヒアリングや書面による質問を実施するなどして、再発防止の観点から令和元年10月31日に発生した首里城火災（以下「首里城火災」という。）及び首里城公園に関する事実確認等を進めてきたところである。

- ・一般財団法人沖縄美ら島財団（以下「沖縄美

ら島財団」という。)

- 沖縄美ら島財団から常駐警備の委託を受けた警備会社（以下「常駐警備会社」といい、常駐警備会社従業員を以下「警備員」という。）
- 沖縄美ら島財団から委託を受けた設備管理会社（以下「設備会社」といい、設備会社従業員を以下「監視員」という。）
- 沖縄県警察
- 那覇市消防局
- 沖縄県（土木建築部都市公園課）
- 国（内閣府沖縄総合事務局）

今後は、事実関係の確認・検討を進め、再発防止策を令和3年3月までに取りまとめる予定である。

（2）出火原因について

出火原因は次項で詳細に検討するので、ここでは概要を示す。

「沖縄県警察及び那覇市消防局は、いずれも出火原因の特定には至っていないが、当委員会としても、首里城火災において想定し得る出火原因を検討した。出火場所は、正殿北東側であると推測される。放火等の人為的な火災については、可能性は低いと考えられる。現時点において、電気関係設備が出火の原因となった可能性は否定できない。」

2. 中間報告書で述べる「出火原因」について

2. 1 中間報告書の確認事項；出火原因とは！

本文は次の通りである。なお、番号は、ここで検討項目として取り上げた番号である。

「沖縄県警察及び那覇市消防局は、いずれも出火原因の特定には至っていないが、当委員会としても、首里城火災において想定し得る出火原因を検討した。

①出火場所は、ヒアリングの内容や延焼状況から考えて正殿北東側であると推測される。正殿内は、火気の利用が全くなく、閉館時の職員による見回りや閉館後の警備員による巡回でも異常は確認されていないことから、可能性とし

て考えられるのは、電気火災あるいは放火等の人為的な出入りは確認されなかったことから可能性は低いと考えられる。

②また、電気火災の原因としては、正殿北東側の利用状況から、電気器具の利用による配線又はコンセント等からの出火、あるいは配電盤の老朽化等を原因とする漏電火災が考えられる。現時点において、電気関係設備が出火の原因となった可能性は否定できない。

③なお、首里城火災の当日、深夜に及ぶイベントの準備作業がなされていたが、イベント業者の電源は奉神門や南殿から引かれており、イベント準備のための電気使用が火災の原因である可能性は低いと考える。

④一般的な出火原因としては、人為的な原因のみならず、小動物の進入等や自然現象に起因する出火等もあるため、再発防止の観点からは、出火原因となり得る要因を幅広く想定することが重要である。

2. 2 報告書の「出火原因」に関する指摘について

中間報告書の目的に鑑みて、出火原因については「首里城火災において想定し得る出火原因を検討した。」と述べられている。記述された内容を精査し、最終報告書に向けて検討すべき事項について考察した。

①「出火場所は、ヒアリングの内容や延焼状況から考えて正殿北東側であると推測される。正殿内は、火気の利用が全くなく、閉館時の職員による見回りや閉館後の警備員による巡回でも異常は確認されていないことから、可能性として考えられるのは、電気火災あるいは放火等の人為的な出入りは確認されなかったことから可能性は低いと考えられる。」

「出火場所は、ヒアリングの内容や延焼状況から考えて正殿北東側であると推測される。」としており、その理由が後続で述べられている。しかしながら、延焼状況の内容が記載されておらず、監視カメラの記録の取り扱いも不明である。

閉館時の職員の見回りや警備員による巡回では異常が確認されていないとされているが、これらはいずれも申告や聞き取りによるものであろう。当初、何回も発言の取り消しや修正があったように、思い違いや見落としもありうる。首里城には、正殿内部や外部に合わせて51台もの監視カメラが設置されていたのであるから、カメラの記録から侵入者等がいなかったことを記載すべきであろう。不審者が正殿内に隠れていたとしても火災時には外部に逃げざるを得ないので、外部カメラで捉えられよう。監視カメラの記録は最も信用できる証拠なのである。

ついで、「可能性として考えられるのは、電気火災あるいは放火等の人為的な出入りは確認されなかったことから可能性は低いと考えられる。」と続く。この文章では「電気火災の可能性は低い」とも読み取れる。接続詞「あるいは」の語源は「ふたつのうちもどちらかの場合」に使用するとあるので、可能性が低いに続けると意味が不明確になる。たぶん、後続の文章を読むと、「電気火災の可能性が高く、他方、…は低い」と表現すべきなのであろう。文章の上手い下手ではなく、意味の不明瞭に十分に気をつけてほしいものである。

- ②「電気火災の原因としては、正殿北東側の利用状況から、電気器具の利用による配線又はコンセント等からの出火、あるいは配電盤の老朽化等を原因とする漏電火災が考えられる。現時点において、電気関係設備が出火の原因となった可能性は否定できない。」と続く。

正殿北東側の利用状況から、電気器具の利用による配線またはコンセント等からの出火を挙げているが、具体性に欠けている。また、配線やコンセント等から出火するならば分電盤の電源が落ちるはずであり、説明もなく、ただ記載しているのでは物足りない（写真1、図1、図2）。

また、正殿北東側の部屋は、これまで「分電盤室」と記載された報道が多い。そのほかにも「電気室」や「配電盤室」など混同して報じられ

ているが、ここでは「配電盤」とある。本当にこの北東部の部屋が「配電盤室」なのであろうか？ 配電盤室ならば、高圧受電（6,600V）し、これを200/100Vに変圧して分電盤室に送電し、ここからブレーカを通して電気使用区域に送電するはずである。参考資料3によると、首里城公園の受電は沖縄県（首里杜館）で受電し、国側は国専用き電盤を経由して奉神殿の電気室で低圧にして北殿、正殿、南殿の分電盤へ送電しているとある。首里城内の電気設備系統を明確にする必要がある²⁾。

また、正殿内では、これまで漏電など電気系統のトラブルが過去に確認されたことはない

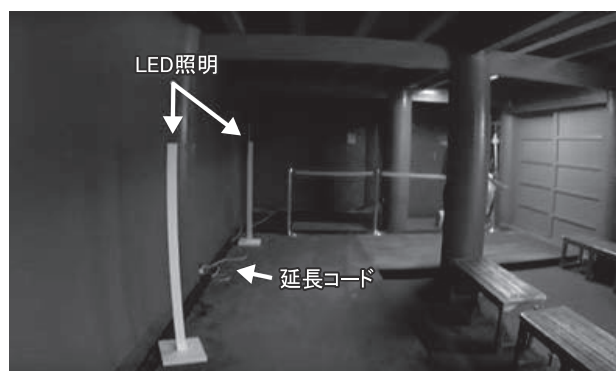


写真1 分電盤室の延長コードとLED照明、差込口

火元とみられる首里城正殿 北東側の部屋
火災前のイメージ図

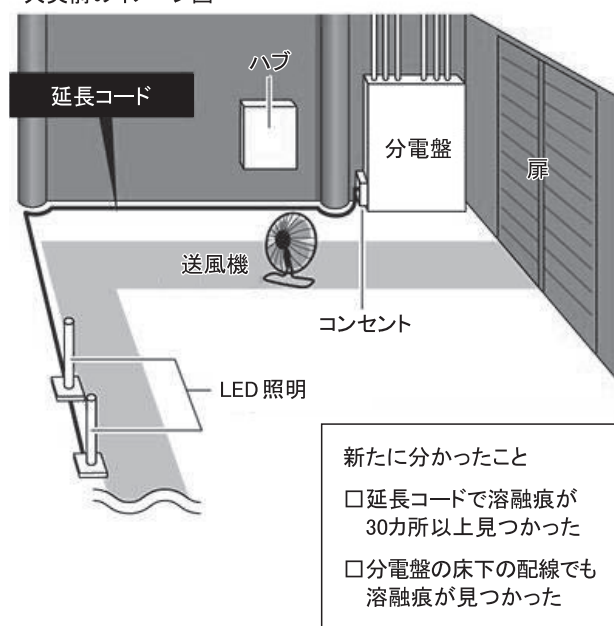


図1 正殿の電気系統図（消防庁）

首里城正殿の電気系統図

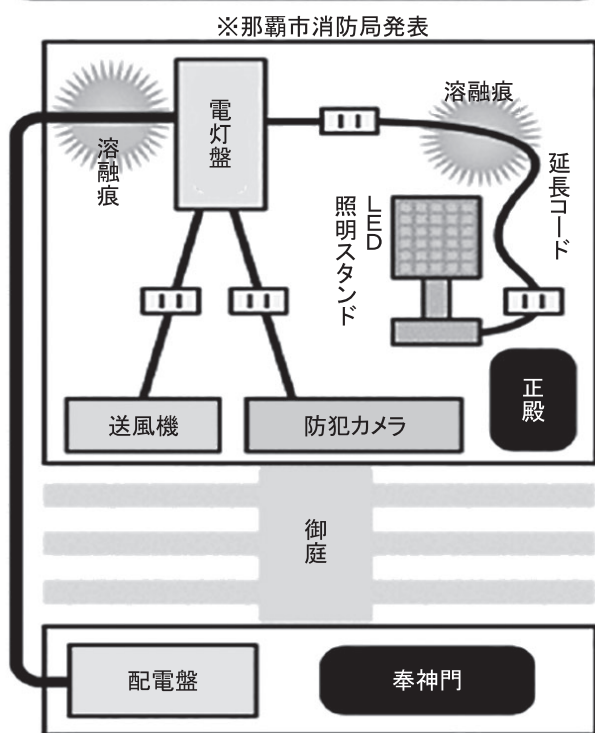


図2 火災後の配線の溶融痕
(琉球新報 2019年11月8日)

の情報もあり、単に可能性を羅列するだけでは、専門家の検討委員会の報告としては安易すぎよう。さらに、論理的な記述が求められる報告書にあって、ここだけ「可能性を否定できない」と否定表現を用いる意図は何か？ なぜ、「可能性はある」とわかりやすく肯定表現にしないのか、違和感がある。

- ③さらに、「なお、首里城火災の当日、深夜に及ぶイベントの準備作業がなされていたがイベント業者の電源は奉神門や南殿から引かれており、イベント準備のための電気使用が火災の原因である可能性は低いと考える。」とある。

イベントの準備作業は、公園閉園以降に準備するとなると、園路照明、保安灯、ライトアップ、イベント用夜間照明など多くの電源が必要になろう。当然、首里城祭を主催する財団から管理者（沖縄県）に対してイベント準備における電源使用許可申請が行われているはずであり、使用電力、使用ケーブル、使用電源、消費電力などの記録が存在するはずである。奉神殿は配

電盤であり、高圧電源を変圧して正殿、北殿、南殿の分電盤へ送電し、ここからブレーカを介して末端で電気を使用する系統とある。現場に最も近い正殿分電盤の電源をなぜ使わなかったのか非常に疑問である。しかも、火災現場ではこの付近の配線に溶融痕が確認されているとあるので、常識的にはここからの受電を疑うべきであろう（図3）。

単なる業者に対する聞き取りにより「電源は奉神門や南殿から引かれている」を鵜呑みにすることは適切ではなかろう。申請書類および証拠写真に基づいた根拠が求められる。

- ④最後に「一般的な出火原因としては、人為的な原因のみならず、小動物の進入等や自然現象に起因する出火等もあるため、再発防止の観点からは、出火原因となり得る要因を幅広く想定することが重要である。」とある。正殿前は人の動きが多く、明かりも灯っている中で、話し声や工事騒音もあろうし、このような環境にあって小動物が食べ物もない分電盤室に侵入して電線をかじるなど、否定はできないが、なんとなく滑稽である。首里城ネズミの生態および出没状況をしっかり調べましょう！としか言いようがない。

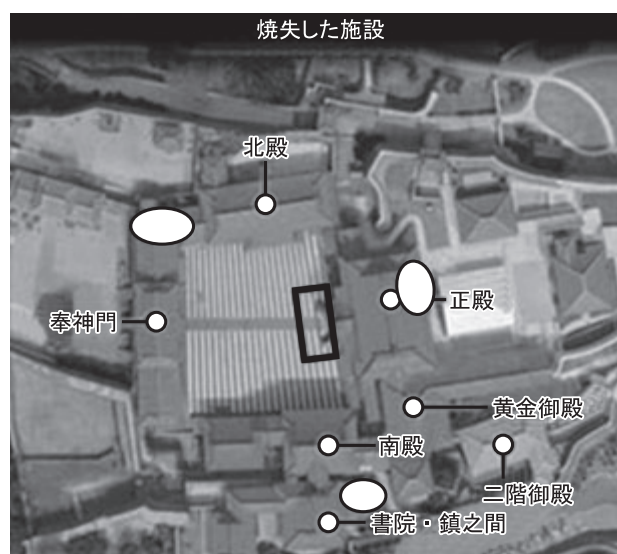


図3 首里城祭の準備会場と電気室の配置概要
【；準備会場、○；電気室】

3. 最終報告に向けた検討事項について

中間報告は、可能性のある事項をリストアップした程度の内容である。つまり、可能性の低い原因から高いものまで、とりあえず掲げたもので、新味性もインパクトもない。今後、これら指摘した内容や事項について、現場確認結果、溶融痕や燃え殻の分析や検討、および監視カメラの記録映像の解析等により、具体的な根拠に基づいた合理的な内容の最終報告書としていただきたい。以下に、首里城が大火災に至った原因解明に重要な手がかりとなる3項目を取り上げる。

3. 1 防災センサーと初期消火について

正殿内には、消防設備としては自動火災報知設備、非常用放送設備、屋内消火栓6台、消火器12本、防犯設備としては正殿1階に人感センサー10ヵ所、監視カメラ計7台が設置されていた(図4)。しかし、夜間に発生した火災に対しては、ほとんど役に立つことなく燃え尽きた。とくに、センサー類の感度が鈍すぎて、警報発令がかなり遅れたことが致命傷に思える。

(1) 防犯センサーの発令と初期対応について

人感センサーが発令し、警備員が正殿に確認のため急行するが、すでに内部は猛煙に包まれており、消火設備が使用できなかった。警備員の消火活動の問題点もあろうが、センサー類が、猛煙が発生しているにもかかわらず感知が遅れた理由を解明すべきである。とくに、最初に感知した防犯

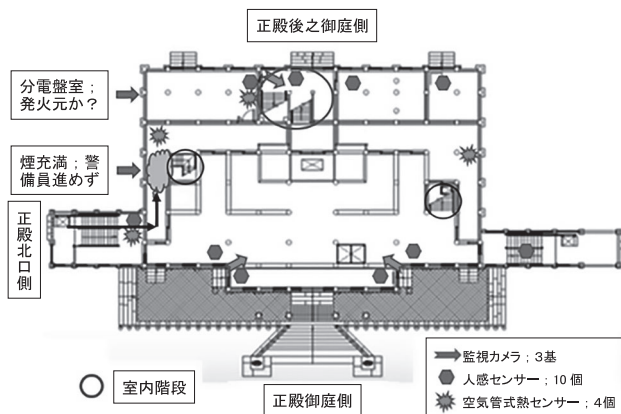


図4 正殿1階に設置された防犯設備と配置

センサーが、侵入者がいなかったにも関わらず作動した要因を解明すべきである。設備の劣化などの可能性と指摘するのではなく、論理的な解明が求められる。

奉神殿の警備員室への人感センサーによる発令では、感知地点がわかるはずである。正殿内1階には多数のセンサーが設置されているが、警備員がただちに正殿北出入口に確認のために向かったことは、正殿北側のセンサーが感知したことを示唆する。いずれのセンサーが作動したかについて明らかにする必要がある。時系列で示すと次の通りである。

- ・2：34…人感センサー発令 ⇒警備員が奉神殿から正殿北出入口へ、煙充滿
- ・2：40…火災報知器発報 ⇒警備員が奉神殿に戻ると同時に火災警報が発令
- ・2：41…消防に通報 ⇒警備員が火災状況を確認し、遠隔警備会社が通報
- ・2：48…消防到着 ⇒門扉の施錠、階段で進入に手間取り、ホースの延長等で時間を要した。放水開始は到着後17分後の3：05であった。警報発令から31分後である。

(2) 防災センサーはなぜ感知が遅れたか？

人感センサーが発令して2、3分後には、警備員が現場に到着し、黒煙で充滿した正殿室内を確認している。このことは、センサーが作動するかなり前から黒煙が発生していたことを示唆する。最初に作動した人感センサーと火災報知器の地点を明らかにすることで、火元の地点を絞ることができる。

また、人感センサーおよび火災報知器の感度が非常に低いように思える。その構造や方式、感度などの特徴を明らかにしていただきたい。なによりも人感センサーが、侵入者がいないにもかかわらず作動した原因を解明すべきである。

(3) 防災センサーの感知の問題点(図4)

ところで、正殿内の消防設備は、下記の通りである²⁾。これより2階と3階には煙感知器が設置

されているにもかかわらず、1階のみが設置されていない。奉神殿をはじめ主要建造物にはすべて煙感知器が設置されているにもかかわらず、極めて信じがたい計画であった。

- ・火災報知設備；熱感知器（1・2階）、煙感知器（2・3階；1階には設置されていない）
- ・消火器；12本（1階；4本、2階；5本、3階；3本）
- ・屋内消火栓設備；1号消火栓 6基（1～3階に各2基）

ところで、煙感知器は、設置地点が廊下や階段の場合、容易に感知できるが、密閉された室内が煙の発生源であれば、煙が室外に漏出するまで感知できないので、警報に遅れが生じる。今回の事例で、仮に密閉された分電盤室が煙発生源であったとしたら、黒煙が充満したため、室内の人感センサーが作動し、さらに温度が上昇した段階で室内の火災報知器が作動したフローが考えられる。とくに、炎を出さない無災燃焼では、黒煙は猛烈に発生するが、温度上昇が遅いので、火災報知器は速やかに感知することができず、発令は遅れる。これが、警報の遅れ、初期消火の失敗につながり、大火災を引き起こした致命的な要因になった可能性が大きいと考えられる。

首里城の防災の基本的な考え方は、外部からの延焼防止に重点が置かれており、内部からの火災発生に対して脆弱であったことが指摘されよう。素人的には、この高台に築かれた首里城が外部からの延焼とは、どのような事態を想定しているのか不可解である。戦国時代や戦時には外部からの火器による攻撃に対処する方策としてありうるが、再建された時代は戦後なのである。

3. 2 使用した電源の確認を行うべき！

「参考資料3」²⁾によると、城郭内の電気設備は、奉神殿の受変電設備で高圧（6,600V）で受電し、これを降圧して北殿、正殿、南殿の分電盤に送電し、ここからブレーカを通してコンセント等へ送電される。奉神殿には、配電盤であり、高圧で受電しており、イベント会場で使用したのであ

ろうか？ 推測であるが、配電盤に隣接して北殿に分電盤があり、ここから引き込まれたのではなかろうか？

ところで、火元の可能性が指摘されている正殿分電盤を電源とした証言はないが、多くの疑問が浮かび上がる。この分電盤室から引き込まれた延長コードにショート痕が数多く確認されている（図2）。この溶融痕は、火災前に生じたか、火災後に生じたかが確定できないとのことであったが、正殿内には、多くの配線がある。この奉神殿から正殿へのケーブルと正殿分電盤からの引き込み線のみに溶融痕が発生した事実について深く考察すべきである。

各分電盤からの電気は、夜間照明をはじめ使用されていたはずであり、南殿と奉神殿の配線に焼夷痕がないのであれば、正殿分電盤の特殊性に焦点をあてて検討すべきである。つまり、ここからの引き込み線は、過電流により小さなショートが生じ、配線のショートが拡大したことが大きな原因ではなかったか？ イベント電源にこの引き込み線が使用されたことが疑われる。通常、過電流が生じた場合は、ブレーカが落ちて電流は遮断され安全が確保されるが、この引き込みのコンセントは、防犯センサーの電源となっているので、分電盤のブレーカを経由しないコンセントから給電されていたとの報道もあった。なお、ブレーカを経由しない配線は電気事業法に違反しているので、しっかり調べていただきたい。

さて、火災後の写真2によると、夜間にイベント準備をしていたので夜間照明が写っている。正殿正面入口付近で夜間作業を行っているにもかかわらず正殿の電気使用について言及しないことは不自然である。ヒアリング等では、電源は奉神殿と南殿の電気室から引き込んだと証言しているが、正殿の電気室については触れていない。また、夜間照明には大容量の電球が使用されていたことが写真2からもわかる。イベント会場で使用した電気容量、ケーブル容量、使用時刻など詳細に調査すべきである。

正殿の照明には家庭用の延長コードが使用され



写真2 火災後に残った夜間照明の槽（北側）

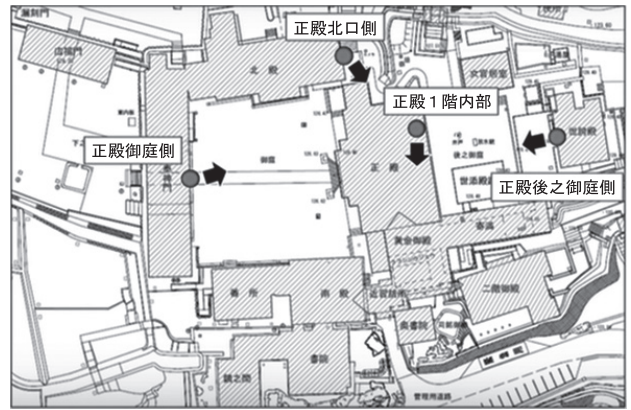


図5 4台の監視カメラの配置図

ていた証拠（写真1）がある。つまり、夜間照明電源としてこの容量の小さな延長コードから引き込むと距離も短くて便利であるし、しかも、溶融痕があったことから最も疑わしいのである。準備会場から距離的に最も遠い奉神殿から引き込むこと自体が疑わしい。責任問題が派生しかねないイベント業者の聞き取り結果を信用し、「火災の原因である可能性は低いと考えられる」と考察することはいかながなものであろう。首里城の利用にあたっては、厳しい制限が規定されており、電源等については詳細に計画を提出し、許可が必要であることから、これらの申請書類による確認も必要不可欠である。

3. 3 監視カメラに記録されたフラッシュ光とは！

正殿を映す4台の監視カメラの映像が公開された³⁾。カメラの配置は、図5に示す通りである。

室内カメラは早々に画像が消え、北側カメラは昼間の画像がないので解析が難しい。正面前庭と裏側からの映像が大火災に至るまでの状況を記録している。とくに裏側からの映像は、正殿北東側の分電盤室の状況が記録されており、正殿正面の状況とはまったく異なる映像が記録されている。

以下に、原因究明に重要な証拠となる解明すべき現象について簡単に述べておく。なお、裏側とは、③世誇殿から後之御庭から正殿裏を記録（図5）しており、夜間照明がないので真暗で、正殿裏側の壁、窓、出入口の有無がわかりにくい。裏

側で火災が発生して明るく照らされた画像から中央階段と北側階段を特定し、暗闇での分電盤室の位置を決めた。

ところで、正殿裏側カメラ（裏側③）には、正殿正面①には記録されていない白い光が時々記録されている。警報後、約10分後に裏側カメラに1階の中央階段から分電盤室にかけてフラッシュ光が複数回点滅を繰り返す。その後、分電盤室側の位置する北壁面を白い煙が上昇し、1階軒下を這うように南側に移流する（写真3）。かすかな発光が見えたほぼ40分後に裏側中央階段から分電盤室に大きな炎が上がる（写真4）。最も重要な数分間の画像が編集でカットされているので、火災の発生源や延焼方向などは不明である。この重要な画像を編集でカットすることは不適當であろう。

火災であれば、正殿正面で録画されているように赤い「炎」が記録されるはずであるが、裏側監



写真3 裏側カメラ映像：北側壁面を上昇する白煙



写真4 北東部の分電盤室と中央階段の様子 (03:25:31)

視カメラには炎が確認されず、真っ白なフラッシュ光が何度も記録されている。フラッシュ光とは、電気のショートと考えられるが、検討すべきである。しかも、複数回繰り返して記録されていることは、火災後に溶融痕が複数個確認されていることと関連がありそうである。なお、フラッシュ光は、北東部分電盤室付近でのみ記録されており、その他の画像には認められない。

おわりに

2020年9月に首里城火災の再発防止に関する中間報告書が公表されたので、予定を変えて内容の精査を試みた。が、中間報告書は、ヒアリングや現地調査等から可能性のある項目を整理しただけの内容であり、原因究明の道筋を示唆するような内容ではなかった。また、文章自体も精査されたとは思えない安易な表現が多く、「可能性」の表現が多用されているので、「結論」のない重みに欠ける報告書であった。

しかしながら、問題点は整理されているので、最終報告書では、ヒアリング、現場確認および解析結果から合理的な推論に基づいて結論を導いていただきたい。いずれにしてもヒアリング等の結論については必ず許可証、現場確認や映像解析などで補完して結論を導いていただきたい。また、監視カメラの映像を解析すれば火元がわかるので、きちんと結論を導き出していただきたい。

今回は、この映像を解析して発火源の解析を試みるとともに、1階軒下を這うように移動した白い煙について検討して紹介したい。

〈引用・参考資料〉

- 1) 首里城火災に係る再発防止検討委員会による中間報告書（令和2年9月11日）
- 2) 参考資料3. 前回復元時の首里城正殿等の設計（詳細）；内閣府沖縄総事務局
- 3) 2020年2月26日；首里城火災の防犯カメラの映像；内閣府沖縄総事務局